気象庁ホームページを通じて公開するXML形式電文の ご利用にあたっての留意事項

気象庁ホームページを通じて公開する気象庁防災情報XMLフォーマット形式電文(以下「公開XML電文」という。)のご利用にあたっては、以下の事項に十分ご留意いただき、適切な利用をお願いいたします。

1. 全般的な留意事項

- サーバメンテナンス等により、公開XML電文の掲載に遅延・停止が生じる場合があります。
- 利用者が公開XML電文を用いて行う一切の行為について気象庁は何ら責任を負うものではありません。
- 気象庁において公開XML電文の不適切な利用を覚知した場合は、利用者へ連絡の うえ利用停止等の措置をとらせていただく場合があります。

公開XML電文のフォーマットやコード表等は、業務の変更等により随時更新・変更する場合がありますので、気象庁ホームページや電子メールによる更新情報等のお知らせにご留意ください。

2. 公開XML電文の二次利用について

公開XML電文の第三者への提供やホームページへの掲載等の二次的な利用については、利用目的が気象業務法の趣旨に反しない限り、原則として制限はありません。

利用にあたっては、「気象庁防災情報 XML フォーマット情報提供ページ」(http://xml. kishou.go.jp/index.html)において公開している電文毎の解説資料などの技術資料、および気象に関する基礎的知識として「気象庁関連の刊行物・レポート」のページ(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html)にある気象庁ガイドブックやパンフレット、「気象等の知識」のページ(http://www.jma.go.jp/jma/menu/knowledge.html)にある解説等を十分に確認・理解した上で、誤った利用の無いようお願いします。

3. 防災情報の取り扱い等に係る留意事項(公開XML電文の編集等について)

公開XML電文は、警報・注意報や台風情報や地震津波に関する情報等、防災情報として社会で広く扱われる情報が多く含まれており、利用にあたっては、以下の事項に十分留意願います。

(1) 警報の取り扱いについて

警報は重要な情報であり、万が一、誤った警報事項や錯誤を生じさせる情報が流通した場合、気象業務法第 23 条へ抵触する可能性があるほか、社会への影響が大きいことから、元の電文の本質を損なうような編集は認められません。

(2) 公開XML電文の編集・加工について

気象庁が発表した予報内容と異なる独自の予報を発表することは予報業務に該当し、気象業務法により許可を受けた者しか行えません。公開XML電文中の予報の値等を編集したり、公開XML電文を加工し作成するコンテンツ等において公開XML電文の内容と異なる予報の値等を表示したりする行為は予報業務に該当するので、予報業務の許可*を取得していない者のこのような公開XML電文の編集・加工は認められません。

(3)編集責任者等の明示について

利用者側で公開XML電文に編集を加えて流通させる場合は、公開XML電文が独自に編集されていること、及びその編集責任が編集者にあることを編集電文の利用者に明示してください。

【例】

<編集・加工してもよい>

- 公開XML電文の要素の値を編集しない場合。(名前空間、要素名、属性名のみを変更)
- ・ 公開XML電文に含まれる要素値、単位系等を、同様の意味を持つ他の体系の値へ変換する場合。(例: 風速の単位[m/s]を[kt]に変換)
- ・ 公開XML電文に含まれる特定地域を対象として、その地域に関係する要素・属性のみの情報を選別して切り出し、ひとつの電文として再構築する場合。(例:「東京地方23区西部」を切り出し、ひとつの電文として再構築)
- ・ 公開XML電文の内容そのものを分かりやすく解説する情報(ただし、この解説に独自の予報が含まれる場合を除く。)を付加する場合。

<編集・加工は認められない>

・ 個々の要素を利用者側で独自の予報に編集することにより、元の公開XML電文の本質が維持されないような編集・加工を行う場合。(例えば、予報に関わる値・要素そのものを編集し、元の電文の値・ 意味と異なるものへ独自に編集・加工する場合。)

※ 予報業務の許可について

気象庁以外の者が天気や波浪等の予報の業務を行おうとする場合は、気象業務法第 17 条の規定により、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

これは予報業務が国民生活や企業活動等と深く関連しており、技術的な裏付けの無い予報が社会に発表され、混乱をもたらすことを防ぐ必要があるため、予報業務を許可制としているものです。

許可を受けるには、予報業務を適確に行うための予報資料等の収集及び解析に関する施設や要員を置く等、 気象業務法第18条で定められている許可の基準を満たしていることが必要です。

なお、公開XML電文の取得をもって、気象業務法第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規程を満足するものではありませんので、ご注意ください。

4. その他

迅速・確実な電文の配信や、気象情報のコンサルティング等を希望される場合は、一般 財団法人気象業務支援センターや予報業務許可事業者等にお問い合わせください。